

社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査

- ・ 社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査業務について民間委託が非効率であるとする実証的・理論的根拠。
- ・ 当該業務について、民間委託する場合の効率性と比較して公務員が実施する場合の効率性が高いとする実証的・理論的根拠。

社会福祉法人の検査は、設立や事業変更時の定款認可、基本財産の処分承認、報告徴収、措置命令、業務停止命令等の一連の法人に対する指導監督業務の一環であるが、これらは、社会福祉法人の業務、財産の適正を確保するために、施設に対する指導監督、補助金支出・監査等の業務とも連携しながら、行政として総合的に行っているものである。その中から法人の検査業務のみを抜き出して民間委託すると、全体としての適正な業務執行にかかる効率性が低下する。

例えば、検査業務は事前の書面審査、検査方針の作成、立入検査、検査時の口頭指導、事後評価、改善状況確認の立入検査、改善されない場合の再指導、措置命令等といった一連の作業になるが、このうち立入検査のみを委託すると、事業者選定、契約締結等委託にかかる業務の他にも、受託民間事業者に対する検査方針の説明、打ち合わせ等が必要となり、また、行政内部での事後評価の前に、

受託民間事業者内での事後評価、行政への報告が必要となる、公務員であれば立入検査時に実施できる口頭指導を改めて事後に行う必要がある、といった実施者が公務員だけである場合には生じない事務が生じることとなる。

また、措置命令、業務停止等の行政処分、その前段階での指導も、当該法人の行っている社会福祉事業の性格、地域の福祉の状況等を総合的に勘案した裁量性の高い行政判断であり、受託民間事業者の立入検査の結果のみをもって行政処分等を行うことはできず、改めて公務員が立入検査を行う必要があります、その際の立入検査はマニュアル化できない極めて裁量性の高いものである。

さらに、立入検査業務で把握した社会福祉法人の財務、業務の実態も踏まえて社会福祉行政全般にかかる政策立案は行われており、このような実地の実態把握業務を別途行う必要も生じる。

なお、貴委員会からコスト比較を依頼されているところであるが、立入検査のみに限ってコストを比較するのであれば、専門的知識のある公認会計士や弁護士に委託すればコストは高くなり、そうでない者であればコストが低くなるのは当然であり、一律に民間委託した場合の方がコストが高い又は低いと論じることが困難。

ちなみに、大阪府社会福祉協議会における公認会計士の指導・助言を伴う自主検査は一法人当たり最低でも60万円程度(会計士法に基づく監査ではない自主検査)の料金となっている。

- ・ 当該業務についてどのような条件を付与すれば民間委託が可能と考えるか。
「民間委託」については、次の二通りを仮定してご回答いただきたい。
(ア) 処分権限は公務員に残した上での立入検査の民間委託

措置命令、業務停止等の行政処分、その前段階での指導も、当該法人の行っている社会福祉事業の性格、地域の福祉の状況等を総合的に勘案した裁量性の高い行政判断であり、受託民間事業者の立入検査の結果のみをもって行政処分等を行うことはできず、改めて公務員が立入検査を行う必要があります、その際の立入検査はマニュアル化できない極めて裁量性の高いものであるため、立入検査を包括的に民間に委託することはできない。

(イ) 立入検査に加え、処分権限を含めての民間委託

措置命令、業務停止等の行政処分は、当該法人の行っている社会福祉事業の性格、地域の福祉の状況等を総合的に勘案した裁量性の高い行政判断であり、民間に委託することはできない。